

告 示

埼玉県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS伊奈

埼玉県北足立郡伊奈町学園二丁目百八十八番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）UNICUS伊奈

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針・羽貫地内（上尾都市計画事業伊

奈特定土地区画整理事業地内七十五―一街区一画地）

（変更後）UNICUS伊奈

埼玉県北足立郡伊奈町学園二丁目百八十八番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十五者

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

ニ 届出年月日

平成三十一年二月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年三月五日から平成三十一年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月五日から平成三十一年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課